

◆2024年度：住宅・建築物の脱炭素関連の補助金・支援制度一覧（1）住宅向け補助金

最終更新：2024年6月

当リストは、ウェブサイトなどで入手可能な情報をClimate Integrateにてまとめたものであり、最新情報を含め、全て網羅できていない場合もあります。詳細は、各執行団体・各省庁にお問い合わせください。

Climate Integrate 作成

補助事業名称	府 省 庁 名	Link	事業内容	補助先	建物種別		補助率	工事区分		建築物		エネマネ	再エネ		蓄エネ 蓄電池	木造（新 築）	執行団体（担当窓口）	国担当部局	
					区分 （戸建・集 合）	利用種別 （一般住居・賃 貸・その他）		新增改築	改修	断熱施工	設備機器 ※1 （空調・換気・ 照明・給湯）		太陽光	その他					
地域脱炭素推進交付金 （地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、 特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】）	環 境 省	🔗	地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・くらし分野の脱炭素化を推進。	地方公共団体等	戸建住宅・ 集合住宅	問わず	2/3～1/3、定額	○	○	△ ^{※3}	△ ^{※3}	△ ^{※3}	△ ^{※3}	△ ^{※3}			環境省、大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 ℡:03-5221-8233		
民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 ストレージバリエティの達成に向けた太陽光発電設備等の 価格低減促進事業		🔗	初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電、蓄電池の導入支援等により、ストレージバリエティの達成を目指します。	民間事業者・団体等	戸建住宅・ 集合住宅	問わず	太陽光発電設備：定額 蓄電池：定額（上限： 補助対象経費の1/3）	○	○			○		○			一般社団法人環境共創イニシアチブ	環境省、地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、脱炭素ライフスタイル推進室 ℡：0570-028-341	
断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2 加速化支援事業（先進的窓リノベ2024事業）		🔗	高い断熱性能を持つ窓への改修に関する費用の一部を支援。	住宅の所有者（法人を含む）、居住者又は管理組合・管理組合法人 ※2	戸建住宅・ 集合住宅	問わず	工事内容に応じて定額 （補助率1/2相当等）		○（開口 部のみ）										
戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等 支援事業		🔗	戸建住宅の高断熱化による省エネ・省CO2化を支援	住宅取得者・所有者等 （法人含む）	戸建住宅	一般住宅	定額、1/3	○	○	○	○ 照明対象外			○	○				
集合住宅の省CO2化促進事業		🔗	集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援するとともに、災害時のレジリエンスを強化	民間事業者等	集合住宅	問わず	1/3等	○		○	○	○	○	○	○				
既存住宅の断熱リフォーム等加速化事業		🔗	既存住宅において、省CO2 関連投資によるエネルギー消費効率の改善と低炭素化を総合的に促進し、高性能建材を用いた断熱改修を支援。	民間事業者・個人	戸建住宅・ 集合住宅	問わず	1/3以内			○	△				○ ^{※4}		公益財団法人北海道環境財団		
次世代省エネ建材の実証支援事業	経 産 省	🔗	省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿建材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援。	民間事業者・個人	戸建住宅・ 集合住宅	公営住宅・社宅・ 寮は補助対象外	1/2			○	○ 照明・給湯対象 外						一般社団法人環境共創イニシアチブ	資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課、水素・アンモニア課	
高効率給湯器導入促進による家庭部門の 省エネルギー推進事業費補助金（給湯省エネ事業）		🔗	家庭で最大のエネルギー消費源である給湯分野について、高効率給湯器の導入支援を行う。	消費者等 ※2	戸建住宅・ 集合住宅	問わず	導入する高効率給湯器 に応じて定額を補助	○	○							住宅省エネ2023キャンペーン 補助事業事務局 ℡：0570-200-594			
賃貸集合給湯省エネ事業 （既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業）		🔗	給湯分野について、特に賃貸集合住宅に対する小型の省エネ型給湯器の導入支援を行う。	賃貸集合住宅のオーナー 等 ※2	集合住宅	賃貸	導入する高効率給湯器 に応じて定額を補助	○	○							住宅省エネ2023キャンペーン 補助事業事務局 ℡：0570-200-594			
社会資本整備総合交付金等 （住宅・建築物省エネ改修推進事業）	国 土 交 通 省	🔗	住宅・建築物ストックの省エネ化を推進するため、地方公共団体の取組と連携して既存の住宅・建築物の省エネ改修を支援。	民間事業者等・地方公共 団体	戸建住宅・ 集合住宅	問わず	民間実施：国と地方で 2/3 公共実施：国1/2			○							国土交通省住宅局住宅生産課 ℡：03-5253-8111		
優良木造建築物等整備推進事業		🔗	炭素貯蔵効果が期待できる木造の中高層住宅・非住宅建築物の普及に資する優良なプロジェクトに対して支援を行う。	民間事業者等・地方公共 団体	木造中高層住 宅	問わず	1/3等 ※10		○							○	優良木造建築物等整備推進事業 評価事務局 ℡：03-3588-1808 平日09:30～17:00（祝日・年末年始を除く） mail：sendo-shien@kiwoikasu.or.jp		
脱炭素社会型公的賃貸住宅改修モデル事業		🔗 (P64-215)	公的賃貸住宅（公営住宅、改良住宅等、UR賃貸住宅又は公社住宅）の既存ストックについて、先導的な省エネ改修や再エネ設備導入を行う取組を支援。	①地方公共団体 ②UR都市機構 ③地方住宅供給公社	—	①公営住宅、改良 住宅等 ②UR賃貸住宅 ③公社住宅	①2/3（地方1/3） ②2/3（UR1/3） ③1/3（地方1/3、公社1/3）			○	○	確認要 法	確認要 法	○	○	確認要 法			
サービス付き高齢者向け住宅整備事業		🔗	「サービス付き高齢者向け住宅」として登録される住宅の整備事業を公募し、予算の範囲内において、国が事業の実施に要する費用の一部を補助し支援。	民間事業者等	—	サービス付き高 齢者向け住宅（① ZEH相当水準の新 築②再エネ等設備 設置）	①：3/26 ②：1/10		○	○	○	○		○	○		サービス付き高齢者向け住宅整備事業 事務局 e-mail：info@serkorei.jp		
長期優良住宅化リフォーム推進事業		🔗	既存住宅の長寿命化や省エネ化等に資する性能向上リフォームや子育て世帯向け改修等に対して支援を行う。	民間事業者等	戸建住宅・ 集合住宅	問わず	1/3			○	○	○ 照明対象外			○	○		長期優良住宅化リフォーム推進事業 評価室事務局 ℡：03-5805-0522 平日 10:00～16:00（12:00～13:00除く） e-mail：ganda@choki-reform.com	
LCCM住宅整備推進事業		🔗	住宅の脱炭素化を推進するため、先導的な脱炭素化住宅であるLCCM住宅の整備に対して補助を行う。	民間事業者等	戸建住宅	問わず	1/2		○		○	○ 照明・給湯のみ	○		○	○		一般社団法人環境共生住宅推進協議会 省CO2先導審査室 ℡：03-6228-1410 FAX:03-6457-5995 平日 10:30～16:30(祝日、年末年始を除く	
住宅エコリフォーム推進事業 （事業は継続しているが、令和6年度の新規募集は行わないとHPに掲載有） （2024/6 時点）		🔗	住宅をZEHレベルの高い省エネ性能へ改修する取組に対して、	民間事業者等	戸建住宅・ 集合住宅	問わず	4/10等		△ ^{※5}		○	○					住宅エコリフォーム推進事業実施支援室 ℡：03-6803-6684 平日 9:30～17:00（12:00～13:00除く） E-mail info@ecoreform-shien.jp		
サステナブル建築物等先導事業(木造先導型)及び 優良木造建築物等		🔗		民間事業者等	戸建住宅・ 集合住宅		1/2		○	○							○	サステナブル建築物等先導事業(木造先導型)及び 優良木造建築物等整備推進事業評価事務局 ℡：03-3588-1808 平日 11:00～16:00	
子育てエコホーム支援事業		🔗	子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能（ZEHレベル）を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援。	消費者等 ※2	戸建住宅	問わず	定額		○	○	○	○ 照明対象外			○	○		住宅省エネ2023キャンペーン補助事業 事務局 ℡：0570-200-594	
サステナブル建築物等先導事業 （省CO2先導型）		🔗	先導性の高い住宅・建徳物の省エネ・省CO2プロジェクトを支援。	民間事業者等・地方公共 団体	戸建住宅・ 集合住宅	問わず	1/2など		○	○ ^{※6}	○	○	○	△ ^{※7}	○	○		サステナブル建築物等先導事業 （省CO2先導型）評価事務局 メール：shoco2@hyoka-jimu.jp ℡：03-3222-7721 FAX：03-3222-7722	

出典：令和5年3月28日 文部科学省「2050年カーボンニュートラルの実現に資する学校施設のZEB化の推進について」報告書の公表について
「2050年カーボンニュートラルの実現に資する学校施設のZEB化の推進について―既存学校施設における快適で健康的な環境づくりと脱炭素化に向けて」参考資料5（p82）より

【凡例】

○：補助対象 △：特定の要件を満たす場合に補助対象

注）ホームページ等の公開情報からは詳細不明。詳細は、各執行団体または担当省庁にお問い合わせください。

※1 対象となる設備詳細は、該当補助金情報を確認のこと。

※2 申請手続：消費者等と契約の締結等を行った民間企業等が行い、補助金の交付を受け、交付された補助金を消費者等に還元する。

※3 地方公共団体が脱炭素先行地域に選定されていること又は再エネ発電設備を一定以上導入すること。

※4 戸建住宅の断熱改修と同時に導入する場合のみ補助対象とする。

※5 建替えの場合は対象。

※6 中小規模建築物部門（延べ面積が概ね5,000㎡以下（最大で10,000㎡未満））では改修は対象外。

※7 他システムとの連携等、モデル性や先導性が認められる場合に限り、補助対象となる場合がある。